

**会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類
(株式移転に関する事前備置書類)**

リバーホールディングス株式会社

株式移転に係る事前備置書類

東京都千代田区大手町一丁目 7 番 2 号
東京サンケイビル 15 階
リバーホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員 松岡 直人

リバーホールディングス株式会社（以下、「リバーホールディングス」といいます。）と株式会社タケエイ（以下、「タケエイ」といい、リバーホールディングスとタケエイを総称して、以下、「両社」といいます。）は、株式移転の方式により、2021 年 10 月 1 日をもって両社の完全親会社となる「TRE ホールディングス株式会社」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に定める開示事項は以下のとおりです。

①株式移転計画書

別添 1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

- 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当て比率（以下、「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

本株式移転の方法

リバーホールディングス及びタケエイを株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。本株式移転に係る株式移転計画については、タケエイにおいては 2021 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会、リバーホールディングスにおいては、2021 年 6 月 30 日開催予定の臨時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

株式移転に係る割当ての内容

	リバーホールディングス	タケエイ
株式移転比率	1	1.24

（注 1）本株式移転に係る株式の割当ての詳細

リバーホールディングスの普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1 株を、タケエイの普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1.24 株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

（注 2）共同持株会社の単元株式数は 100 株といたします。

（注 3）共同持株会社が交付する新株式数（予定） 普通株式：52,610,712 株

リバーホールディングスの発行済株式総数 17,126,500 株（2020 年 12 月末時点） タケエイの発行済株式総数 28,616,300 株（2020 年 12 月末時点）を前提として算出しております。

（注 4）単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1 単元（100 株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

2. 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の算定根拠及び理由

リバーホールディングスは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の、公正性を担保するため、第三者算定機関として、株式会社 KPMG FAS（以下、「KPMG FAS」といいます。）を、法務アドバイザーとして阿部・井窪・片山法律事務所（以下、「阿部・井窪・片山」といいます。）を選定しました。

一方、タケエイは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の、公正性を担保するため、第三者算定機関及び法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所（以下、「佐藤総合」といいます。）を選定しました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率に関する算定書を取得するとともに、各社の法務アドバイザーから助言を受けました。また、両社は、本株式移転に重大な影響をおよぼす可能性のある問題点の有無を調査するために、各社の第三者算定機関及び法務アドバイザー立会いの下での相互の経営陣に対するヒアリング調査に加え、随時経営陣間での情報共有等を実施しましたが、当該ヒアリング調査等の結果、本株式移転の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある問題点は発見されませんでした。

このように、リバーホールディングス及びタケエイは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2021年3月18日に開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びにリバーホールディングス及びタケエイとの関係

リバーホールディングス及びタケエイは本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、リバーホールディングスは KPMG FAS を、タケエイは佐藤総合をそれぞれ第三者算定機関に選定の上、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

リバーホールディングスの算定機関である KPMG FAS 及びタケエイの算定機関である佐藤総合は、いずれもリバーホールディングス及びタケエイの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定の概要

KPMG FAS は、リバーホールディングス及びタケエイが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して株式移転比率の算定を行いました。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の評価レンジはそれぞれ以下のとおりであります。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、リバーホールディングスの普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を割り当てる場合に、タケエイの普通株式 1 株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.17～1.77
DCF 法	0.73～1.82

市場株価法では、2021年3月17日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。なお、両社から受領した DCF 法による算定の基礎とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、両社の財務予測は本株式移転の実施を前提としたものではありません。

KPMG FAS は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で KPMG FAS に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提とし

ております。また、かかる算定において参照した両社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は 2021 年 3 月 17 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、KPMG FAS が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

リバーホールディングスは、KPMG FAS より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、KPMG FAS による上記算定結果の合理性を確認しております。

佐藤総合は、リバーホールディングス及びタケエイが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（2021 年 3 月 17 日を算定基準日として、算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用して算定しています。）を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法も併せて採用いたしました。

なお、両社から受領した DCF 法による算定の基礎とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、両社の財務予測は本株式移転の実施を前提としたものではありません。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、リバーホールディングスの普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式 1 株を割り当てる場合に、タケエイの普通株式 1 株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.17 ~ 1.77
DCF 法	0.73 ~ 1.30

佐藤総合は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。佐藤総合の株式移転比率の算定は、2021 年 3 月 17 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としております。なお、佐藤総合が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。

タケエイは、佐藤総合より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、佐藤総合による上記算定結果の合理性を確認しております。

(ウ) 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

新たに設立する共同持株会社の株式については、東京証券取引所市場第一部に新規上場申請を行う予定です。上場日は、共同持株会社の設立登記日である 2021 年 10 月 1 日を予定しております。

また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に伴い、2021 年 9 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。

(エ) 公正性を担保するための措置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、両社は上記「2. 割当ての内容の算定根拠及び理由」に記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2021 年 3 月 18 日に開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、両社は、法務アドバイザーとして、リバーホールディングスは阿部・井窪・片山を、タケエイは佐藤総合をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

(オ) 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、リバーホールディングスとタケエイの間には特段の利益相反関係は存じないことから、特別な措置は講じておりません。

3. 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

リバーホールディングス及びタケエイは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額	10,000,000,000 円
資本準備金の額	2,500,000,000 円
利益準備金の額	0 円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、リバーホールディングスとタケエイが協議の上、会社法計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

③会社法第 773 条第 1 項第 9 号及び第 10 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

④タケエイに関する事項

1. 最終事業年度（2021 年 3 月期）に係る計算書類等の内容
別添 2「2021 年 3 月期に係る株式会社タケエイに関する事項」のに記載のとおりであります。
2. 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

⑤リバーホールディングスにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

⑥株式移転が効力を生じる日以降における共同持株会社の債務の履行の見込みに関する事項

該当事項はありません。

【別添 1】

株式移転計画書（写）

株式移転計画書（写）

株式会社タケエイ（以下「甲」という。）とリバーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、第 10 条に定める条件の下で、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第 6 条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

目的

新会社の目的は、別紙の定款記載のとおりとする。

商号

新会社の商号は、TRE ホールディングス株式会社と表示する。

本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都千代田区大手町一丁目 7 番 2 号 東京サンケイビル 15 階とする。

発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、200,000 千株とする。

前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

（新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）及び設立時監査等委員である設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）の氏名は次のとおりとする。

取締役	松岡 直人
取締役	阿部 光男
取締役	鈴木 孝雄
取締役	三本 守

新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役（監査等委員）	石井 友二
取締役（監査等委員）	大村 扶美枝
取締役（監査等委員）	末松 広行

新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

会計監査人	有限責任あずさ監査法人
-------	-------------

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲乙それぞれの株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している株式数の合計に 1.24 を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している株式数の合計に 1.0 を乗じた数を合計した数の新会社の株式（以下「交付株式」という。）を交付する。

2 新会社の株式の割当て

前項の定めにより交付される新会社の株式は、基準時における甲乙それぞれの株主に対して、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

甲の株主については、その所有する甲の株式（ただし、会社法第 806 条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1 株に対して新会社の株式 1.24 株

乙の株主については、その所有する乙の株式（ただし、会社法第 806 条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1 株に対して新会社の株式 1.0 株

3 前 2 項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

4 甲及び乙は、本計画作成後に、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合には、協議の上、合意により株式移転比率を変更することができるものとする。この場合、交付株式も変更後の株式移転比率に応じて変更されるものとする。

(新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

資本金の額

10,000 百万円

資本準備金の額

2,500 百万円

利益準備金の額

0 円

(新会社の成立の日)

新会社の成立の日は、令和 3 年 10 月 1 日(以下「新会社の成立の日」という。)とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、両社の合意によりこれを変更することができる。

(株式移転計画の承認株主総会)

甲は、令和 3 年 6 月 23 日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

乙は、令和 3 年 6 月 30 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前 2 項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

(株式上場、株主名簿管理人)

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

新会社の株主名簿管理人は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社とする。

(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上これを行う。

前項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に従い、基準時までの間、当該時点においてそれぞれが保有する自己株式がある場合、当該自己株式を消却することができる。

甲は、令和 3 年 3 月 31 日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1 株当たり金 15 円の剰余金の配当を行うことができる。

甲は、令和 3 年 9 月 30 日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1 株当たり金 15 円を限度として剰余金の中間配当を行うことができる。

乙は、令和 3 年 6 月 30 日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1 株当たり金 35 円の剰余金の配当を行うことができる。

乙は、令和 3 年 9 月 30 日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1 株当たり金 10 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

甲及び乙は、前 4 項に定める場合を除き、本計画の作成の日後、新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

(本株式移転の実行の条件)

本株式移転は、本計画が第 7 条に定める甲及び乙の株主総会において承認されることを条件として実行されるものとする。

(本計画の効力の失効)

本計画は、本計画の作成の日から新会社の成立の日に至るまでの間において、前条に定める条件が成就しなかった場合又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画の作成の日から新会社の成立の日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、本株式移転の条件(第 4 条に定める本株式移転に際して交付する株式及びその割当てに関する事項を含む。)その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、

甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 5 月 14 日

甲：東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号 A-10 階
株式会社タケエイ
代表取締役社長 阿部 光男

乙：東京都千代田区大手町一丁目 7 番 2 号
東京サンケイビル 15 階
リバーホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員 松岡 直人

以 上

【別紙】

定 款

TRE ホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、TRE ホールディングス株式会社と称し、英文ではTRE HOLDINGS CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬、処理、処分及び施設の管理運営並びにその受託
2. 廃棄物を原材料とした製品及び商品の製造、加工並びに販売
3. 廃棄物の減量化、再利用及び再資源化に関する企画、設備の開発及び運営並びにその受託
4. 鉄鋼、非鉄及び特殊金属原料の集荷、加工処理、販売、仲介並びに斡旋
5. 家電製品及び自動車等の資源リサイクル業
6. 金属製品の販売
7. 再生可能エネルギー発電事業及び電力の販売
8. 発電及び環境プラントに基づく熱及びガスの製造並びに販売
9. 山林及びバイオマス資源の開発、管理、運営、販売並びにその受託
10. 計量証明事業
11. 環境アセスメント調査（生活環境影響調査）事業
12. 環境プラントの設計、据付、保守、売買及び技術指導
13. 環境エンジニアリング事業
14. 土木及び建築工事の設計、施工、監理並びに請負
15. 一般貨物自動車運送事業
16. 解体工事業
17. 古物の売買
18. 土砂の採取及び販売
19. 各種情報システム及びソフトウェアの企画、開発並びに販売
20. 農畜産物、水産物及び食料品の製造、加工並びに販売
21. 不動産の鑑定、売買、賃貸、仲介及び管理
22. 教育、出版及びスポーツ施設の企画並びに運営に関する事業
23. 損害保険の代理業
24. 前各号に附帯する一切の業務

当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則 に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその取扱い事務所は、取締役会決議によって選定する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当社は毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者として行うことができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。

株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに 当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもってこれを行う。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、12名以内とする。

当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集するものとする。取締役会の議長については、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又

は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

（監査等委員会の議事録）

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第37条 当社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第41条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

（事業年度）

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

（期末配当）

第43条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

（中間配当）

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を支払うことができる。

（剰余金の配当等の決定機関）

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることができる。

（配当金の除斥期間）

第46条 配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

未払の配当金には利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第1条 第42条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和4年3月末日までとする。

（最初の取締役及び監査等委員の報酬等）

第2条 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、金3億5000万円以内とし、当該期間の監査等委員の報酬等の総額は、金5000万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以 上

【別添 2】

2021 年 3 月期に係る株式会社タケエイに関する事項

事業報告

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う急減速とゆるやかな回復を繰り返し、概ね改善傾向にありますが、その速度や程度は製造業、非製造業によって格差が生じています。設備投資は前年割れとなりましたが、回復に向かいつつあります。

当社グループと関連の高い建設業界については、新設住宅着工戸数は増加基調にあるものの、依然として低水準にあります。建設工事受注は、公共工事の増加が続くなど、着実に回復しつつあります。

このような状況下、当社グループ主力の廃棄物処理・リサイクル事業においては、新型コロナウイルス感染拡大による影響は個社ごとにばらつきがあるものの、全体としては軽微に推移しております。グループ会社は、グループ経営方針である「廃棄物の再資源化」のための受入体制を万全にし、収益機会を取りこぼすことのないよう事業に取り組んでおります。

再生可能エネルギー事業においては、首都圏最大級の木質バイオマス発電出力を誇る市原グリーン電力株式会社が業績に大きく寄与し、東北地方3カ所の発電所も安定稼働しております。

環境エンジニアリング事業においては、新型コロナウイルス感染拡大の不透明感が続く経営環境にありますが、環境コンサルティング事業とともに、廃棄物処理・リサイクル事業、再生可能エネルギー事業との相乗効果を図る製品開発、研究技術開発にも積極的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は42,062百万円(前連結会計年度比11.5%増)、営業利益は4,067百万円(同23.3%増)、経常利益は3,893百万円(同28.7%増)となりました。

また、福島県田村市のバイオマス発電所施設完成に伴い、固定資産取得に係る国庫補助金3,620百万円を特別利益、圧縮対象補助金の直接減額により固定資産圧縮損3,586百万円を特別損失に計上しており、法人税、住民税及び事業税1,283百万円、法人税等調整額303百万円等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は2,272百万円(同28.7%増)となりました。

なお、2021年3月18日に、当社はリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書を締結いたしました。

セグメント毎の業績は、以下のとおりであります。

各セグメントにおける売上高は「外部顧客への売上高」の金額、セグメント利益は「報告セグメント」の金額を記載しております。

前期まで廃棄物処理・リサイクル事業に含めておりました株式会社タケエイグリーンリサイクルは、2020年5月1日に株式会社横須賀バイオマスエナジーを吸収合併したことにより、当連結会計年度より再生可能エネルギー事業に含めております。

< 廃棄物処理・リサイクル事業 >

株式会社タケエイは、中間処理施設における廃棄物受入れ量は前年同期比で減少したものの、有価物の分選別強化や搬出品の付加価値化、製品化などの原価低減策が功を奏し、営業利益は大きく増加しました。また、福島県内に参画している東日本大震災復興プロジェクトについては、今期より本格稼働した複数のプロジェクトが貢献しました。搬出品の付加価値化、製品化のための設備投資も推進しております。

その他、廃石膏ボードの再資源化を行う株式会社ギプロは、解体案件の減少による搬入量の低調等により減収減益となりました。株式会社タケエイメタルは、スクラップ価格上昇の影響により直近では回復基調にあります。廃液処理を行うイコールゼロ株式会社は、前期に続いて災害廃棄物処理支援事業が大きく寄与しました。株式会社信州タケエイは、解体案件と産業廃棄物処理事業が好調でした。管理型最終処分場を運営する株式会社北陸環境サービスは、スポット案件も寄与して増収増益となりました。

この結果、セグメント売上高は24,598百万円（前連結会計年度比1.2%減）、セグメント利益は3,468百万円（同27.5%増）となりました。

< 再生可能エネルギー事業 >

第1四半期（2020年6月30日みなし取得日）より連結範囲に含めた市原グリーン電力株式会社は、燃料となる建設廃棄物の木くず等を安定的に受け入れ、高効率発電を継続しております。株式会社タケエイグリーンリサイクルは、横須賀バイオマス発電事業の収支が改善傾向にあり、安定稼働が定着しつつあります。また、電力販売を行う株式会社大仙こまちパワーと株式会社横須賀アーバンウッドパワーは、2020年12月から2021年1月の仕入費用としての電力卸価格高騰の影響を受け、営業損失となりました。

この結果、セグメント売上高は11,120百万円（前連結会計年度比84.9%増）、セグメント利益は325百万円（同77.3%増）となりました。

なお、株式会社田村バイオマスエナジーは、2021年4月より営業運転を開始しております。

< 環境エンジニアリング事業 >

富士車輛株式会社は、コロナ禍により営業活動が制約される中で、受注高は低位に推移したものの、主力の環境部門において、複数の大型案件が順調に完工しました。この結果、セグメント売上高は5,229百万円（前連結会計年度比7.3%減）、セグメント利益は227百万円（同3.3%増）となりました。

なお、機械式立体駐車場関連損失引当金については、当初予定していた補修工事完了の目途が立ちましたので、取り崩しを行いました。

< 環境コンサルティング事業 >

環境保全株式会社は、アスベスト分析及び土壌調査分析事業が堅調に推移しました。株式会社アースアブレイザルは、コロナ禍による営業活動の制約が続く減収減益となりましたが、足元では回復基調にあります。

この結果、セグメント売上高は1,113百万円（前連結会計年度比3.9%減）、セグメント利益は122百万円（同17.3%減）となりました。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は7,907百万円でした。

当連結会計年度の主要なものは、廃棄物処理・リサイクル事業において、株式会社門前クリーンパークの最終処分場開発計画に係る投資等の総額2,117百万円、再生可能エネルギー事業において、株式会社田村バイオマスエナジーのバイオマス発電関連施設に係る投資等の総額2,830百万円であります。

(3) 資金調達の状況

イ．当連結会計年度において以下のとおり、公募増資、自己株式の処分、第三者割当増資を行い総額4,152百万円の資金調達をしております。

区 分	発行・売却株数(千株)	1株あたり発行価額(円)	調達資金(百万円)	払 込 期 日
公 募 増 資	3,500	909.84	3,184	2020年9月4日
自 己 株 式 の 処 分	500	909.84	454	2020年9月4日
第 三 者 割 当 増 資	564	909.84	513	2020年9月25日
合 計	—	—	4,152	—

ロ．当連結会計年度末現在における社債を含めた借入金総額は43,610百万円で、前連結会計年度末と比べ2,373百万円増加しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

資源循環型社会への貢献

当社グループは、経営理念である「資源循環型社会への貢献を目指す」を基に、主力の廃棄物処理・リサイクル事業による「環境関連事業の拡充」に加え、バイオマス発電事業を中心とした「再生可能エネルギー事業の拡充」、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する「環境保全を通じた社会貢献」、四方よし（売り手・買い手・世間・環境）を目標とする「ステークホルダーとの関係強化」を図ることで、「総合環境企業」の形成を目指してまいります。

中期経営計画の達成

当社グループは2020年5月に策定しました中期経営計画『2023 to the FUTURE～国家の環境保全に資する総合環境企業へ～』の達成に向けて以下の6つの定性目標の推進グループ一丸となって邁進してまいります。

- () 再生可能エネルギー事業の拡充
- () 社会問題化する廃プラスチック等への対応力の強化
- () M&A、協業化により「総合環境企業」としての事業領域を拡充
- () 技術研究・開発を強化し廃棄物の付加価値化、製品化を推進
- () 災害廃棄物処理やSDGs推進を通じた社会貢献を推進
- () 環境企業としての創業精神を継承し、グループ人財の活性化の推進

リバーホールディングス㈱との経営統合

リバーホールディングス㈱との経営統合により、社会、行政、一般のお客様に安心、安全な排出物・廃棄物の静脈バリューチェーン「リサイクル、中間処理、廃棄物・バイオマス発電、最終処分等の各事業の設計、構築、運営までの一貫サービス」の提供を図ります。結果として、政府が掲げる「2050年温室効果ガス実質ゼロ」に呼応した「高度循環型社会、脱炭素排出社会」に貢献し、廃棄物リサイクル・処理業界をリードする世界に誇れる環境ビジネスモデル構築を目指してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	第45期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	31,084	32,271	37,713	42,062
経常利益(百万円)	2,292	1,814	3,025	3,893
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,356	275	1,765	2,272
1株当たり当期純利益 (円)	57.72	11.92	76.65	89.07
総資産額(百万円)	67,141	71,047	80,257	87,806
純資産額(百万円)	27,791	26,960	28,270	34,505

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第43期(2019年3月期)の期首から適用しており、第42期(2018年3月期)に係る総資産額については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 配当政策

当社は、株主の皆様への利益還元を最重視すべき経営課題の一つととらえ、今後も続く施設整備及び戦略的M & A等に対する投資を行うために必要な内部留保を確保しつつ、財務基盤の強化等を勘案したうえで、配当性向目標を25%超に設定し、継続的な配当水準の向上に努めてまいります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
富士車輛(株)	250百万円	100.0%	環境装置・環境プラント・特装車輛の開発・製造・販売事業
市原グリーン電力(株)	495百万円	85.1%	電力供給業、燃焼設備で発生する焼却灰等の再資源利用事業

事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社グループは、廃棄物処理・リサイクル事業を主な事業とし、併せてこれに付帯する事業を営んでおります。主要な事業については以下のとおりであります。

主 要 な 事 業	主要な事業内容	主要な会社
廃棄物処理・リサイクル事業	廃棄物の収集運搬業務、中間処理業務、再資源化業務、最終処分場の運営	(株)タケエイ、(株)ギプロ、(株)北陸環境サービス等
再生可能エネルギー事業	バイオマス発電、発電用燃料の製造、電力の販売	(株)津軽バイオマスエナジー、(株)花巻バイオマスエナジー、市原グリーン電力(株)等
環境エンジニアリング事業	環境装置・環境プラント・特装車輛の開発・製造・販売	富士車輛(株)
環境コンサルティング事業	計量証明業務、環境対策工事	環境保全(株)、(株)アースアプレイザル

(10) 主要な営業所及び工場

当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区
千 葉 営 業 部	千葉県千葉市中央区
東 北 支 店	宮城県岩沼市
物 流 車 両 基 地	神奈川県川崎市川崎区
川 崎 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	神奈川県川崎市川崎区
東 京 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	東京都大田区
大 木 戸 最 終 処 分 場	千葉県千葉市緑区

子会社

名 称	所 在 地
富 士 車 輦 (株)	滋賀県守山市
(株) 北 陸 環 境 サ ー ビ ス	石川県金沢市
(株) ギ プ ロ	埼玉県八潮市
(株) 津 軽 バ イ オ マ ス エ ナ ジ ー	青森県平川市
(株) 花 巻 バ イ オ マ ス エ ナ ジ ー	岩手県花巻市
(株) 大 仙 バ イ オ マ ス エ ナ ジ ー	秋田県大仙市
(株) タ ケ エ イ グ リ ー ン リ サ イ ク ル	神奈川県横須賀市
市 原 グ リ ー ン 電 力 (株)	千葉県市原市
(株) 田 村 バ イ オ マ ス エ ナ ジ ー	福島県田村市

(11) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
1,358名	54名増

当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
624名	14名増	45.3歳	10.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者(56名)は含んでおりません。

(12) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)りそな銀行	6,491
(株)三井住友銀行	4,007
(株)三菱UFJ銀行	3,640
(株)北國銀行	3,125
(株)東邦銀行	2,556
(株)みずほ銀行	2,456

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(リバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立による経営統合について)

当社は、2021年3月18日開催の取締役会で、リバーホールディングス株式会社と共同持株会社を設立することを決議し、同日に株式移転に係る基本合意書に調印いたしました。なお、2021年6月23日開催予定の当社第45期定時株主総会における承認と関係当局の許可等が得られることを前提として、この共同持株会社を設立いたします。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 44,640,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,616,300株（自己株式733,166株を含む）
- (3) 株主数 9,092名（前期末比3,400名増）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 4,388	% 15.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,927	14.1
三 本 守	1,713	6.1
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	933	3.3
ヴェオリア・ジャパン株式会社	478	1.7
K I A F U N D 1 3 6	467	1.7
橋 本 泰 造	350	1.3
藤 本 武 志	343	1.2
タ ケ エ イ 従 業 員 持 株 会	329	1.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	326	1.2

- （注）1．持株数は千株未満を切捨て、持株比率は小数第2位以下を四捨五入して表示しております。
- 2．当社は自己株式を733千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、自己株式には株式給付信託（BBT）にかかる株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式266千株は含まれておりません。
- 3．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務遂行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
1 単元の株式数 100株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	三 本 守	—	(株)門前クリーンパーク代表取締役 (株)グリーンアローズホールディングス代表取締役 (一財)タケエイSDGs推進財団代表理事
代表取締役社長	阿 部 光 男	—	(株)T・Vエナジーホールディングス代表取締役 (株)T&Hエコみらい代表取締役 (株)TEC武隈代表取締役
取 締 役	小 池 陽 二	営業本部長 兼 戦略営業部長	—
取 締 役	吉 富 英 郎	管理本部長 兼 人事総務部長	(株)タケエイエナジー & パーク監査役
取 締 役	粕 谷 毅	事業本部長	(株)タケエイエナジー & パーク代表取締役
取 締 役	上 川 毅	経営企画本部長	(株)T・Vエナジーホールディングス監査役 (株)TEC武隈監査役
取 締 役	森 井 敏 夫	エネルギー事業本 部長	(株)津軽あづるパワー代表取締役 (株)花巻銀河パワー代表取締役 (株)大仙こまちパワー代表取締役 (株)横須賀アーバンウッドパワー代表取締役 (株)ふくしま未来パワー代表取締役
取 締 役	横 井 直 人	—	ニチバン(株)監査役 (株)ジェイエイシーリクルートメント監査役
取 締 役	梅 田 明 彦	—	青木あすなろ建設(株)取締役
監 査 役	金 井 昭	常勤	—
監 査 役	石 井 友 二	—	監査法人ブレインワーク代表社員 ホワイトボックス(株)代表取締役
監 査 役	杉 野 翔 子	—	木徳神糧(株)監査役 青木信用金庫員外監事 日本証券金融(株)取締役 (株)MDI監査役

- (注) 1. 取締役横井直人氏及び梅田明彦氏は、社外取締役であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、当取引所に独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役石井友二氏及び杉野翔子氏は、社外監査役であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、当取引所に独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役石井友二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役杉野翔子氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2020年6月24日開催の第44期定時株主総会において、新たに森井敏夫氏が取締役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役横井直人氏及び梅田明彦氏、監査役金井昭氏、社外監査役石井友二氏及び杉野翔子氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、現行定款に定めた、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は当社および当社の子会社すべての取締役および監査役であります。

被保険者の実質的な保険等の負担割合

特約部分も含めたすべての保険料は会社が負担しております。

補償の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金や争訟費用等が当該保険で補償されます。

役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の意図的な違反行為や重過失に起因する損害賠償請求等を補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．基本方針

経営陣の報酬につきましては、基本報酬と各事業年度の業績に応じて定められる業績連動給（業績加算）及び中期業績連動報酬として退任時に自社株式が給付される株式給付信託（BBT）により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。また、2018年7月に定めた役員報酬規程により各取締役の報酬の決定に際しては、取締役及び執行役員としての経営に対する責任の大きさを勘案して決定することとしております。また、監査役は監査役会において、協議により決めております。

ロ．報酬の体系

a．基本報酬

役員の役位や在籍年数に応じて役位毎に定められた基準額に、執行役員としての役付加算を合わせて金銭で支給する月例の固定報酬として決定することとしております。

b．業績連動報酬

単年度ごとに業績向上への意識を高めるためのインセンティブ報酬として、前年度の当社グループ全体の業績に基づき年間の報酬を各取締役（社外取締役を除く）ごとに決定する、基本報酬と合わせて月例で支給する金銭報酬とし、支給額は以下の算式により決定することとしております。

役位による基準報酬 × (業績評価加算率 + 総合評価加算率) ÷ 2

c．株式給付信託（BBT）

中長期的なインセンティブ報酬として取締役（社外取締役を除く）に退任時に自社の株式を給付する株式報酬であります。在任中は各事業年度の業績に応じてポイントを付与し、退任時に1ポイントあたり当社株式1株を給付します。付与するポイントは各事業年度の業績達成状況の指標に応じて以下の算式により支給額を決定することとしております。

役位による基準ポイント × (業績評価加算率 × 総合評価加算率) ÷ 2

d．報酬等の構成比率

役員区分	基本報酬	業績連動報酬	株式給付信託(BBT)
取締役	70%	20%	10%

(注) 1 この表は目標の達成率を100%とした場合のモデルであります。

2 社外取締役及び監査役及び社外監査役の報酬等については、当社の業務執行とは独立した立場であるため、基本報酬のみとしております。

e. 業績連動報酬及び株式給付信託(BBT)の指標の目標と実績

指標	目標値(百万円)	実績(百万円)	指標の選定理由
経常利益	3,150	3,893	取締役の業務執行が着実に当社グループの利益につながっているか計る指標として選定

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、株主総会の承認を受けた限度内において、取締役会から授權を受けた代表取締役が別途定める算定基準をもとに決定し、当社経営諮問委員会が原案と決定方針との整合性を踏まえた多角的な検討、評議を反映して当社の定める一定の基準に従い決定しております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

イ. 当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第30期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額400百万円以内、監査役の報酬額を年額30百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。

ロ. 当社取締役(社外取締役を除く)の株式報酬として、2016年6月24日開催の第40期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で株式給付信託(BBT)の導入が決議されております。その報酬額は5事業年度で382百万円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は7名であります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会にて代表取締役会長三本守に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬、各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬及び株式給付信託(BBT)に対する評価配分であります。権限を委任した理由については、当社グループ全体の業績に対する取締役の役割や功績を俯瞰する同氏が、各取締役の評価を行うには最も適しているからであります。

取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	311	232	56	22	7
監査役 (社外監査役を除く)	10	10	—	—	1
社外取締役	11	11	—	—	2
社外監査役	11	11	—	—	2

(注) 取締役の業績連動型株式報酬の欄は役員株式給付引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
取締役	横 井 直 人	ニチバン(株)	監 査 役	特別の利害関係はありません。
		(株)ジェイエイシーリクルートメント	監 査 役	〃
取締役	梅 田 明 彦	青木あすなる建設(株)	取 締 役	当社と青木あすなる建設(株)との間に産業廃棄物処理契約等の取引がありますが、その取引額は僅少であります。
監査役	石 井 友 二	監査法人ブレインワーク	代 表 社 員	特別の利害関係はありません。
		ホワイトボックス(株)	代 表 取 締 役	〃
監査役	杉 野 翔 子	木徳神糧(株)	監 査 役	〃
		青木信用金庫	員 外 監 事	〃
		日本証券金融(株)	取 締 役	〃
		(株)MDI	監 査 役	〃

社外役員の主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	横 井 直 人	当事業年度開催の取締役会17回中17回全てに出席し、公認会計士として培った知識・経験に基づき、独立的立場から当社経営における課題やリスクに対する、助言・提言等、積極的な発言を行っております。
取締役	梅 田 明 彦	当事業年度開催の取締役会17回中17回全てに出席し、長年にわたる企業での経営者としての豊富な経験・見識に基づき、独立的立場から当社経営における課題やリスクに対する、助言・提言等、積極的な発言を行っております。
監査役	石 井 友 二	当事業年度開催の取締役会17回中17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回中13回に出席しております。公認会計士として培った知識・経験に基づき、当社経営における課題やリスクを踏まえ、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、取締役会における審議が合理的かつ適正な判断の下、意思決定が行われるための助言・提言を行っております。
監査役	杉 野 翔 子	当事業年度開催の取締役会17回中17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回中13回に出席しております。弁護士として豊富な経験・見識に基づき、当社経営における課題やリスクを踏まえ、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、取締役会における審議が合理的かつ適正な判断の下、意思決定が行われるための助言・提言を行っております。

ロ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社2名の社外取締役においては、代表取締役会長、代表取締役社長及び社外監査役2名を含めた当社任意の経営諮問委員会の委員となり、社外役員が持ち回りで委員長を務め、取締役等経営陣の指名、報酬の他、経営に関する重要事項について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

社外役員の独立性基準

当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（ 1 ）（過去10年間に於いて本項に該当していた者を含む）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（ 2 ）又はその業務執行者（過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む）
3. 当社グループの主要な取引先（ 3 ）又はその業務執行者（過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む）
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者（過去5年間に於いて本項に該当していた者を含む）
5. 現在、当社又はその子会社の会計監査人又は会計監査人の社員である者、又は最近3年間に於いて、当社又はその子会社の監査業務を担当していた社員
6. 当社グループから多額（ 4 ）の金銭その他財産を得ている専門的サービス提供者<弁護士、会計士、税理士、司法書士等>（過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む）
7. 当社グループから多額の寄付（ 5 ）を受けている者（過去3年間に於いて本項に該当していた者を含む）
8. 社外役員の相互就任関係（ 6 ）となる他の会社の業務執行者
9. 近親者（ 7 ）が、上記1から8までのいずれか（5及び6を除き、重要な者（ 8 ）に限る）に該当する者
 - 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の使用人をいう。
 - 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対し製品又はサービスを提供している取引先グループであって、その年間取引金額が相手方の連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える者をいう。
 - 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、その年間取引金額が当社グループの連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額を超える者をいう。
 - 4 多額とは、当該専門家が当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が年間100万円を超える場合をいう。
 - 5 多額の寄付とは、当社グループから年間100万円を超える寄付をいう。
 - 6 相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
 - 7 近親者とは、配偶者及び2親等以内の親族をいう。
 - 8 重要な者とは、取締役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる業務執行者。

子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 62百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 64百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人に悪意又は重過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た金額をもって損害賠償責任の限度としております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、職務権限規程、経営理念及び取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 代表取締役は、取締役会規程に従い定期的に、または必要に応じて臨時に会議を招集し、業務執行の状況を取締役に報告しております。

ハ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準及び監査役会規程に従い、取締役の業務執行の監査を実施しております。監査の実施に関しては、必要に応じて事業監査部及び会計監査人と連携を図る体制となっております。

ニ. 会社、役員及び従業員が法令・定款及び企業倫理の遵守に努めるため、リスク管理基本規程及びコンプライアンス規程を定め、企業活動の原点として周知徹底を図るものとしております。

ホ. コンプライアンス・ヘルプライン規程を定め、相談・通報体制として人事部内に通報・相談窓口を設けるとともに、会社が契約する社外弁護士および監査役に相談・通報できる体制を整えております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 文書管理規程及び内部情報管理規程に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行う体制となっております。

- a. 株主総会議事録と関連資料
- b. 取締役会議事録と関連資料
- c. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
- d. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
- e. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

ロ. 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる体制となっております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理基本規程及びコンプライアンス規程に基づき、リスク管理委員会とその下部組織としてのコンプライアンス委員会を設置し、市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンスリスクなど事業活動に係るリスクの把握とこれに対する適切な対応を図るものとしております。

ロ. 市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品・サービスの質、安全等様々な事業運営上のリスクについての統括部署として、CSR推進部を設置しております。

ハ. 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画及び危機管理規程を制定し、緊急事態発生時の対応法を社内にて定めております。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役を対策本部長とする対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。

ニ. 個人情報管理規程に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 業務の運営については、年度経営方針を立案し、全社的な目標を設定しております。また、執行役員会を原則月1回開催し、各部より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させる体制となっております。

ロ. 取締役会を定期的に開催し、また必要に応じて臨時の会議を招集し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う体制となっております。

ハ. 組織および分掌規程及び職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 倫理規範として「資源循環型社会への貢献を目指す」という経営理念を定め、法令・定款・社内規程等の遵守につき、使用人の行動基準を明確にしております。

ロ. 使用人に対する教育、研修を定期的に行うことにより、上記の周知徹底を図る体制となっております。

ハ. 使用人が、法令、定款、社内規則あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときに直接通報を行う手段として、コンプライアンス・ヘルプライン規程を定め、相談・通報窓口を人事部、監査役、社外の弁護士として設置・運営しております。この場合、公益通報者保護法の定めるところに従い、通報者に不利益がないことを確保しております。

二．内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、事業監査部は定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役に対し、その結果を報告しております。また、事業監査部は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施しております。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．タケエイグループ企業行動規範及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。また、グループ会社の業務の状況は、定期的に当社の取締役会に報告する体制となっております。

ロ．当社の取締役・監査役とグループ会社の代表をメンバーとする連絡会議を定期的に開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させ、グループ運営の適正化に努めております。

ハ．グループ会社を当社の事業監査部による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役及び監査役に報告する体制となっております。

二．監査役は、グループ会社の監査役と定期的にグループ監査役会を開催し、監査の充実強化を図っております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて、監査役を補助する使用人を置くこととし、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置することとしております。

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人を選定した場合、その使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役または監査役会に帰属するものとし、当該使用人の人事評価・異動・懲戒については、事前に監査役会と協議する体制となっております。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、監査役監査基準の定めるところに従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる体制となっております。

ロ．監査役は、重要な議事録、稟議書等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、必要に応じ取締役、使用人に説明を求めることができる体制となっております。

ハ．当社及び子会社の取締役または使用人は、当社及びグループ各社の業務・業績に与える重要な事項について監査役に報告するとともに、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事態が生じた場合には、遅滞なく報告しております。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、説明を求めることができる体制となっております。

二．なお、上記報告をしたものに対し、コンプライアンス・ヘルプライン規程に準じて保護と秘密保持に最大限の配慮を行い、不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行の為、生ずる費用について、当社に対し、前払い又は債務の処理を請求した時は、担当部署で審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する体制となっております。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役、会計監査人及び事業監査部は、監査の実施にあたり連携強化を図る体制となっております。

ロ．監査役（会）は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に会議を開催し、意見を交換する体制となっております。

ハ．監査役会は監査の実施にあたり、弁護士、会計士、その他の外部の専門家を活用する体制となっております。

（２）業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

内部統制システム全般

イ．経営会議、取締役会、執行役員会を月に１回以上開催し、当社グループ全体に関わる経営方針や重要な意思決定について、法令及び定款等、業務の適正性の審議、意見交換を行いました。

ロ．２か月に１回当社グループ全体の業務推進会議を行い重要な業務執行に関わる事項等の情報共有を行いました。

ハ．事業監査部による監査計画に基づき、当社グループ全体における内部監査を実施し、３か月に１回取締役会で監査結果の報告を行いました。

コンプライアンス

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、法令順守体制の強化及び、当社グループ内のリスク早期発見に努めました。

リスク管理

リスク管理基本規程に基づき取締役会直属のリスク管理委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、リスク管理取組全体の方針・方向性の検討、協議・承認を行っております。

子会社経営管理体制

子会社の経営管理体制強化の観点から、経営企画部が子会社からの承認申請や報告を事前に受け、重要事項の迅速な意思決定を行う体制を整えて運用しております。

取締役会の実効性の補強

取締役会の任意の諮問機関として経営諮問委員会を設置し、取締役会の実効性の補強を行っております。経営諮問委員会は社外取締役、社外監査役、代表取締役で構成し、過半数を社外役員とすることにより経営に関する以下の重要な事項に関し社外役員の適切な関与と助言を受け、コーポレートガバナンス体制の充実に努めております。

イ．取締役候補者の選任について

ロ．役員報酬（業績加算給）の評価、株式給付信託（BBT）におけるポイント付与数について

ハ．取締役会の実効性評価について

二．その他、取締役会に付託された事項について

取締役の職務執行

当社の取締役会規程により定時取締役会を3か月に1回以上と定めておりますが、当事業年度は17回取締役会を開催しました。取締役会における重要な決議事項、報告案件については各取締役及び監査役が活発な意見交換を行い審議しております。また、社外取締役2名、社外監査役2名が豊富な知識と経験に基づき、独立的、客観的立場から取締役会に対する助言・提言、監視・監督を行っております。

監査役の監査体制

当社の監査役は、常勤監査役1名及び社外監査役2名の3名体制であり、当事業年度における監査役会は13回開催され、情報交換いたしました。さらに、監査役全員が取締役会へ出席、常勤監査役においては執行役員会、業務推進会議等の重要会議へ出席し当社グループの業務執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べるとともに、稟議書等の重要書類を定期的に閲覧し、内部統制の運用状況についての確認等、より健全な経営体制と効率的な運用を実施するための助言を行いました。また、監査の実効性を確保するため、代表取締役、各取締役と情報交換を行うほか、会計監査人及び監査部門と適切な連携を図っております。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年 3 月31日現在)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	22,388	流動負債	18,173
現 金 及 び 預 金	10,746	買 掛 金	1,924
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	6,446	短 期 借 入 金	5,974
商 品 及 び 製 品	37	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	596
仕 掛 品	819	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	5,082
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,216	リ ー ス 債 務 金	28
未 収 入 金	2,706	未 払 金	1,155
そ の 他	417	未 払 費 用	729
貸 倒 引 当 金	2	未 払 法 人 税 等	971
固定資産	64,306	機 械 式 立 体 駐 車 場 関 連 損 失 引 当 金	13
有形固定資産	57,682	災 害 損 失 引 当 金	2
建 物 及 び 構 築 物	13,001	修 繕 引 当 金	55
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	14,986	製 品 保 証 引 当 金	70
工 具 、 器 具 及 び 備 品	287	そ の 他	1,567
最 終 処 分 場	4,027	固定負債	35,128
土 地	18,416	社 債	4,225
リ ー ス 資 産	138	長 期 借 入 金	27,733
建 設 仮 勘 定	6,823	リ ー ス 債 務 金	128
無形固定資産	3,929	繰 延 税 金 負 債	645
の れ ん 他	3,339	役 員 株 式 給 付 引 当 金	127
そ の 他	589	修 繕 引 当 金	254
投資その他の資産	2,695	退 職 給 付 に 係 る 負 債	390
投 資 有 価 証 券	286	資 産 除 去 債 務	1,475
退 職 給 付 に 係 る 資 産	152	そ の 他	147
繰 延 税 金 資 産	454	負 債 合 計	53,301
差 入 保 証 金	331	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,613	株主資本	33,054
貸 倒 引 当 金	142	資 本 金	8,489
繰延資産	1,111	資 本 剰 余 金	9,049
開 業 費	1,111	利 益 剰 余 金	16,371
		自 己 株 式	856
		その他の包括利益累計額	2
		その他有価証券評価差額金	32
		退職給付に係る調整累計額	30
		非支配株主持分	1,448
		純 資 産 合 計	34,505
資 産 合 計	87,806	負 債 純 資 産 合 計	87,806

連 結 損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金	額
売上高		42,062
売上原価		32,105
売上総利益		9,957
販売費及び一般管理費		5,890
営業利益		4,067
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	6	
受取賃貸料	18	
持分法による投資利益	26	
債務取崩益	1	
助成金収入	29	
補助金収入	27	
受取保険金	24	
雑収入	51	186
営業外費用		
支払利息	211	
社債利息	11	
開業費償却	51	
支払手数料	29	
雑損失	55	360
経常利益		3,893
特別利益		
固定資産売却益	39	
投資有価証券売却益	82	
国庫補助金	3,620	
機械式立体駐車場関連損失引当金戻入益	218	3,960
特別損失		
固定資産売却損	4	
減損損失	136	
投資有価証券売却損	0	
固定資産圧縮損	3,586	
貸倒引当金繰入額	58	3,786
税金等調整前当期純利益		4,067
法人税、住民税及び事業税	1,283	
法人税等調整額	303	1,586
当期純利益		2,481
非支配株主に帰属する当期純利益		209
親会社株主に帰属する当期純利益		2,272

連結株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,640	7,186	14,785	1,297	27,315
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,848	1,848			3,697
剰余金の配当			651		651
親会社株主に帰属する当期純利益			2,272		2,272
連結範囲の変動			34		34
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		13		441	454
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,848	1,862	1,586	441	5,739
当 期 末 残 高	8,489	9,049	16,371	856	33,054

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	77	32	44	910	28,270
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					3,697
剰余金の配当					651
親会社株主に帰属する当期純利益					2,272
連結範囲の変動					34
自己株式の取得					0
自己株式の処分					454
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	44	2	42	537	495
連結会計年度中の変動額合計	44	2	42	537	6,234
当 期 末 残 高	32	30	2	1,448	34,505

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

株式会社北陸環境サービス、株式会社ギプロ、富士車輛株式会社、市原グリーン電力株式会社

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社 T & H エコみらい、株式会社 タケエイ 林業、株式会社 ふくしま 未来パワー、株式会社 T E C 武隈を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、新たに株式を取得した市原グリーン電力株式会社を連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで非連結子会社であった株式会社津軽エネベジは重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社横須賀バイオマスエナジーは、当連結会計年度に株式会社 タケエイ グリーンリサイクルを存続会社とする合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法適用会社の数 4 社

主要な持分法適用会社の名称

株式会社グリーンアローズホールディングス、株式会社 V ・ T エナジーマネジメント、循環資源株式会社

当連結会計年度より、新たに株式を取得した循環資源株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品 総平均法または個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品 先入先出法または総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により、最終処分場については埋立割合に基づいて費用処理しております。なお、耐用年数については、次のとおりであります。

建物及び構築物	2 年 ~ 60 年
機械装置及び運搬具	2 年 ~ 22 年
工具、器具及び備品	2 年 ~ 20 年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

のれんについては、10年~20年で均等償却を行っており、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

製品保証引当金

製品販売後に発生する製品保証費用に備えるため、過去の実績率に基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

修繕引当金

発電設備の将来の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

機械式立体駐車場関連損失引当金

過年度までに製造販売した機械式立体駐車場の不備・不具合に対応するための補修に係る費用見込額に基づき計上しております。

災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

繰延資産の処理方法

開業費

開業後5年で均等償却を行っております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

固定資産の減損

株式会社タケエイグリーンリサイクルの横須賀工場に関する減損会計適用対象固定資産

連結貸借対照表計上額4,384百万円

当社グループは、減損の兆候があると認められた場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しています。判定の結果、減損損失の測定が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しています。

当連結会計年度において、株式会社タケエイグリーンリサイクルの横須賀工場の固定資産について判定を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎として使用する同社の中期事業計画は合理的に策定していますが、横須賀工場における廃棄物搬入量やバイオマス発電設備の稼働の見込みを主要な仮定としており、これらの前提条件の変動により、翌連結会計年度の連結計算書類における固定資産の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産の金額

建物及び構築物	3,527百万円
機械装置及び運搬具	1百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	9,834百万円
投資その他の資産その他	100百万円
合計	13,463百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	2,400百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,775百万円
長期借入金	15,830百万円
その他	1百万円
合計	21,006百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 40,323百万円

3. 国庫補助金の圧縮累計額

建物及び構築物	1,695百万円
機械装置及び運搬具	2,526百万円
工具、器具及び備品	1百万円
土地	21百万円
合計	4,244百万円

4. 最終処分場

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、当該土地取得に要した費用、建設費用及び資産除去費用を計上しております。また当該勘定科目は、廃棄物の埋立量により償却処理を行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	24,552	4,064	-	28,616
合計	24,552	4,064	-	28,616
自己株式				
普通株式	1,499	0	500	999
合計	1,499	0	500	999

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式が期首266千株、期末266千株含まれております。

2. 発行済株式(普通株式)4,064千株の増加は、公募及び第三者割当による新株式の発行による増加であります。

3. 自己株式(普通株式)0千株の増加は、市場買付による増加であります。

4. 自己株式(普通株式)500千株の減少は、公募による自己株式の処分を行ったことによる減少であります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	233	10.00	2020年 3月31日	2020年 6月25日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	418	15.00	2020年 9月30日	2020年 12月3日

(注) 1. 2020年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式266千株に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2020年10月30日取締役会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式266千株に対する配当金3百万円が含まれております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金 の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	418	利益剰余金	15.00	2021年 3月31日	2021年 6月24日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式266千株に対する配当金3百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、原則として短期的な預金等の安全性の高い金融商品に限定し、投機目的の運用は行わない方針であります。また資金調達については、営業活動による現金収入の充当を基本とし、年度の必要資金を金融機関からの借入とすることを方針としておりますが、多額の資金を要する設備投資などの案件については資金需要が発生した時点で市場の状況等を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクが存在しております。当該リスクについては、当社グループでは、与信管理関連の規定に従い、外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金にかかる資金調達であり、社債、長期借入金及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうちの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払リスクの固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク回避目的での運用であり、社内規程に従って行っております。また、デリバティブを活用する際には信用リスク軽減のため既存の取引金融機関のみと行っております。

また、営業債務や有利子負債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理するとともに、金融機関とコミットメントライン契約や当座貸越契約を締結し、利用可能枠を確保することで当該リスクに対応しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	10,746	10,746	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,446	6,446	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	98	98	-
(4) 買掛金	(1,924)	(1,924)	-
(5) 短期借入金(1年内返済予定の長期借 入金を除く)	(5,974)	(5,974)	-
(6) 未払金	(1,155)	(1,155)	-
(7) 未払法人税等	(971)	(971)	-
(8) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	(4,821)	(4,738)	82
(9) 長期借入金(1年内返済予定の長期借 入金を含む)	(32,815)	(32,574)	240
(10) リース債務	(157)	(157)	0
(11) デリバティブ取引	-	-	-

* 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま

- す。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 社債、(9) 長期借入金、並びに(10) リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の社債の発行、借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(11)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (11) デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されるデリバティブ取引
金利関連(時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。)

(単位: 百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	ヘッジ対象	契約額		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	1,372	1,135	()	

- () 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	188

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 1,196円98銭
- 1 株当たり当期純利益 89円07銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	2,272 百万円
普通株主に帰属しない金額	- 百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,272 百万円
普通株式の期中平均株式数	25,510 千株

- (注) 1. 1 株当たり純資産額の算定において株式給付信託(ＢＢＴ)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。なお、株式給付信託(ＢＢＴ)が所有する期末自己株式数は266千株であります。
2. 1 株当たり当期純利益の算定において、株式給付信託(ＢＢＴ)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。なお、株式給付信託(ＢＢＴ)が所有する期中平均株式数は266千株であります。

(企業結合に関する注記)

1. 取得による企業結合

当社は、2020年4月30日に市原グリーン電力株式会社及び循環資源株式会社の株式を以下のとおり取得し、子会社化及び関連会社化しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

市原グリーン電力株式会社

循環資源株式会社

事業の内容

市原グリーン電力株式会社 電力供給業

循環資源株式会社 発電燃料の貯蔵・販売

企業結合を行った主な理由

当社グループは「資源循環型社会への貢献を目指す」を経営理念とし、事業領域の拡大及び多角化を推進することで、廃棄物の再資源化と環境負荷の低減を実現する総合環境企業を目指しております。特に、木質バイオマス発電を中核とする再生可能エネルギー事業の更なる拡充について、数年来検討を重ねてまいりました。

市原グリーン電力株式会社は2004年の設立以降、千葉県市原市において建設現場より排出された廃木材を原料とする木チップを主燃料とし、工場などから排出された紙や廃プラスチックを加工したRPF（固形燃料）も一部燃料としてボイラーで燃焼する、首都圏最大級の発電出力49,900kwを誇る木質バイオマス発電事業者です。一方、循環資源株式会社は市原グリーン電力株式会社に対して、燃料となる木チップ及びRPFの保管及びタイムリーな供給を行うことを目的に2004年に設立され、両社は相互補完関係にあります。

市原グリーン電力株式会社の子会社化及び循環資源株式会社の関連会社化は、再生可能エネルギー事業を新たな収益の柱と位置付けている当社グループにとって、安定した燃料供給体制に基づいた長期稼働実績のある大型発電所が取得出来ることとなり、計数面での効果（発電事業ラインアップ充実によるセグメント業績の向上）に加え、非計数的な効果（ノウハウの蓄積、技術力の向上）も見込めると認識しております。

企業結合日

市原グリーン電力株式会社 2020年4月30日

(2020年6月30日をみなし取得日といたします。)

循環資源株式会社 2020年4月30日

(2020年6月30日をみなし取得日といたします。)

企業結合の法的形式

市原グリーン電力株式会社 現金を対価とする株式取得

循環資源株式会社 現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

市原グリーン電力株式会社 変更ありません。

循環資源株式会社 変更ありません。

取得した議決権比率

市原グリーン電力株式会社 85.1%（子会社）

循環資源株式会社 30.0%（関連会社）

取得企業を決定するに至った主な根拠

市原グリーン電力株式会社 当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

循環資源株式会社 当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年7月1日から2021年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

市原グリーン電力株式会社

取得の対価	現金	5,191百万円
-------	----	----------

取得原価	5,191百万円
------	----------

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー報酬等36百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

市原グリーン電力株式会社 3,415百万円

発生原因

主として市原グリーン電力株式会社が、再生可能エネルギー事業を展開することで期待される超過収益力によるものであります。

償却方法及び償却期間

市原グリーン電力株式会社 10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

市原グリーン電力株式会社	流動資産	832百万円
	固定資産	3,728百万円
	資産合計	4,561百万円
	流動負債	1,894百万円
	固定負債	555百万円
	負債合計	2,450百万円

2. 当社とリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営

統合について

（追加情報）

当社とリバーホールディングス株式会社（以下「リバーホールディングス」といい、当社とリバーホールディングスを総称して「両社」といいます。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）について、基本的な合意に達し、2021年3月18日開催の両社の取締役会において、経営統合に関する基本合意書を締結することを決議し、同日、両社間で締結いたしました。

また、両社は、2021年5月14日に開催した両社の取締役会における決議に基づき、同日、両社間で統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を作成いたしました。

（1）本株式移転による経営統合の目的

経営統合の経緯・目的

近年、地球温暖化、廃プラスチック問題等により、地球環境は深刻な影響を受けております。また、昨年から続いている爆発的な新型コロナウイルス感染症拡大は、人々のライフスタイル、企業を取り巻く経営環境へも大きな影響を与えております。

こうした状況下にあって、両社は、第一に、地球環境を保全するという経営理念が同じであること、第二に、地球規模のCO₂排出削減や廃プラスチックのリサイクル等の技術的対応については、必要となる大規模投資や研究開発を個社毎で実施するよりも、二社共同で経営資源を投じることが効率的であると判断したこと、第三に、リサイクル事業の深化やエネルギー事業の推進について、相手方の経営資源を自社で活かす相乗効果が十二分にあることを理由に、本経営統合に合意いたしました。

本経営統合は、ワンストップでサービスやエネルギーを提供する「総合環境企業」を目指すための出発点としての統合であり、両社は、株主様・お客様・従業員はもちろん、近隣住民・地域社会や行政機関、金融機関など全てのステークホルダーとのバランスの取れた関係を一層強化しつつ、ESG投資の観点からも機関投資家・個人投資家の皆様より評価をいただきながら企業価値最大化を実現していけるとの結論に至りました。

本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容

イ．株式移転の方法

両社を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

ロ．本株式移転に係る割当ての内容

	タケエイ	リバーホールディングス
株式移転比率	1.24	1

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

タケエイの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.24株を、リバーホールディングスの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数(予定) 普通株式: 52,610,712株

タケエイの発行済株式総数28,616,300株(2020年12月末時点)、リバーホールディングスの発行済株式総数17,126,500株(2020年12月末時点)を前提として算出しております。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」)の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社及びリバーホールディングスは、新株予約権又は新株予約権付社債を発行していません。

(2) 本株式移転の日程

経営統合に関する基本合意書承認取締役会（両社）	2021年3月18日
経営統合に関する基本合意書締結（両社）	2021年3月18日
統合契約書及び株式移転計画並びに新会社名承認取締役会（両社）	2021年5月14日
統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社）	2021年5月14日
株式移転計画承認時株主総会（タケエイ）	2021年6月23日（予定）
株式移転計画承認臨時株主総会（リバーホールディングス）	2021年6月30日（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社）	2021年9月29日（予定）
統合予定日（共同持株会社設立登記日）	2021年10月1日（予定）
共同持株会社株式上場日	2021年10月1日（予定）

（注）2021年6月23日以降の日程は予定であり、本件経営統合の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、合意によりこれを変更する場合があります。また、今後、本経営統合に係る手續及び協議を進める中で、公正取引委員会等関係当局への届出、又はその他の理由により本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難となる事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(3) 本株式移転の当事会社の概要（2021年3月末時点）

名称	株式会社タケエイ	リバーホールディングス株式会社
所在地	東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階	東京都千代田区大手町一丁目7番2号 東京サンケイビル15階
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 阿部 光男	代表取締役社長執行役員 松岡 直人
事業内容	廃棄物処理・リサイクル	資源リサイクル
資本金	8,489百万円	1,715百万円
設立年月日	1977年3月7日	2007年7月2日
発行済株式数	28,616,300株	17,126,500株
決算期	3月31日	6月30日

(4) 本株式移転により新たに設立する会社

商号	TREホールディングス株式会社 (TRE HOLDINGS CORPORATION)
本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目7番2号 東京サンケイビル15階
取締役の氏名	代表取締役会長：松岡 直人 代表取締役社長：阿部 光男 取締役：鈴木 孝雄 取締役：三本 守 取締役（監査等委員）：石井 友二 取締役（監査等委員）：大村 扶美枝 取締役（監査等委員）：末松 広行
資本金	100億円
決算期	3月31日

(注) 商号のTREホールディングス株式会社の新社名由来は、「私達は、地球環境の保全 (Earth, Ecology) のために、新たな技術開発 (Technology)、リサイクル深化 (Recycling)、エネルギー事業推進 (Renewable Energy) に挑戦する (Try)」のキーワードの頭文字を取りました。

(5) 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法が適用されることが見込まれております。パーチェス法の適用に伴い、共同持株会社の連結決算においてのれん(又は負ののれん)が発生する見込みですが、金額に関しては現時点では確定しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

当社とリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合について「連結注記表」(企業結合に関する注記)に記載のとおりであります。

貸 借 対 照 表

(2021年 3 月31日現在)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	8,728	流動負債	14,630
現金及び預金	3,813	買掛金	787
受取手形	134	短期借入金	6,750
売掛金	3,366	1年内償還予定の社債	596
商品	13	1年内返済予定の長期借入金	4,762
仕掛品	20	リース債務	0
原材料及び貯蔵品	223	未払金	605
前払費用	1	未払消費税等	337
前払金	217	未払法人税等	526
関係会社短期貸付金	751	未払消費税	130
未収金	159	前受り金	104
その他の金	26	災害損失引当金	27
貸倒引当金	0		2
固定資産	61,770	固定負債	29,892
有形固定資産	22,847	社債	4,225
建物	5,122	長期借入金	25,298
構築物	249	リース債務	0
機械及び装置	2,098	役員株式給付引当金	127
車両運搬具	560	退職給付引当金	67
工具、器具及び備品	105	資産除去債務	145
最終処分場	788	その他の	27
土地	13,345	負債合計	44,523
リース資産	1	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	576	株主資本	25,943
無形固定資産	275	資本金	8,489
ソフトウェア	81	資本剰余金	9,027
その他の資産	193	資本準備金	8,431
投資その他の資産	38,647	その他の資本剰余金	595
投資有価証券	152	利益剰余金	9,282
関係会社株式	11,297	利益準備金	1
出資金	0	その他の利益剰余金	9,281
関係会社長期貸付金	25,751	特定災害防止準備金	53
破産更生債権等	22	別途積立金	500
長期前払費用	68	繰越利益剰余金	8,727
前払年金費用	187	自己株式	856
繰延税金資産	57	評価・換算差額等	33
投資不動産	1,304	その他有価証券評価差額金	33
その他の	558	純 資 産 合 計	25,976
貸倒引当金	752	負債純資産合計	70,499
資産合計	70,499		

損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金	額
売上高		18,043
売上原価		13,082
売上総利益		4,960
販売費及び一般管理費		2,905
営業利益		2,054
営業外収益		
受取利息	151	
受取配当金	201	
受取賃貸料	109	
業務受託料	27	
受取保険金	11	
債務取崩益	1	
雑収入	29	532
営業外費用		
支払利息	189	
社債利息	11	
株式交付費	28	
賃貸費用	52	
支払手数料	29	
雑損失	16	327
経常利益		2,259
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	82	
貸倒引当金戻入額	12	109
特別損失		
固定資産売却損	2	
減損損失	14	
関係会社株式評価損	0	17
税引前当期純利益		2,351
法人税、住民税及び事業税	702	
法人税等調整額	2	699
当期純利益		1,651

株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から)
(2021 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特定 災害 防止 準備 金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	6,640	6,583	581	7,164	1	52	500	7,728	8,282	1,297	20,790
事業年度中の変動額											
新株の発行	1,848	1,848		1,848							3,697
剰余金の配当								651	651		651
当期純利益								1,651	1,651		1,651
特定災害防止準備金の積立						1		1	-		-
自己株式の取得										0	0
自己株式の処分			13	13						441	454
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)											
事業年度中の変動額合計	1,848	1,848	13	1,862	-	1	-	999	1,000	441	5,153
当 期 末 残 高	8,489	8,431	595	9,027	1	53	500	8,727	9,282	856	25,943

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等	
当 期 首 残 高	78	78	20,868
事業年度中の変動額			
新株の発行			3,697
剰余金の配当			651
当期純利益			1,651
特定災害防止準備金の積立			-
自己株式の取得			0
自己株式の処分			454
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	45	45	45
事業年度中の変動額合計	45	45	5,108
当 期 末 残 高	33	33	25,976

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品.....総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕 掛 品.....総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原 材 料 及 び 貯 蔵 品.....先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により、最終処分場については埋立割合に基づいて費用処理しております。なお、耐用年数については、次のとおりであります。

建物	2 年 ~ 50 年
構築物	2 年 ~ 43 年
機械及び装置	2 年 ~ 20 年
車両運搬具	2 年 ~ 6 年
工具、器具及び備品	2 年 ~ 20 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定

額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

(3) 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 災害損失引当金

災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

貸倒引当金

株式会社タケエイグリーンリサイクル向けの関係会社長期貸付金6,525百万円に関する貸倒引当金
貸借対照表計上額306百万円

当社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性の検討により、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

回収不能見込額の見積りの基礎として使用する株式会社タケエイグリーンリサイクルの中期事業計画は合理的に策定していますが、横須賀工場及び富士吉田工場の廃棄物搬入量や横須賀工場のバイオマス発電設備の稼働の見込みを主要な仮定としており、これらの前提条件の変動により、翌事業年度の計算書類における貸付金の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産の金額

建物	3,052百万円
構築物	1百万円
機械及び装置	1百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	9,595百万円
合計	12,650百万円

上記のほかに、子会社 1 社の建物、土地を担保に供しています。

担保に係る債務の金額

短期借入金	2,400百万円
1 年内返済予定の長期借入金	2,770百万円
長期借入金	15,830百万円
その他	1百万円
合計	21,002百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,593百万円

3. 投資不動産の減価償却累計額 327百万円

4. 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

(株)花巻バイオマスエナジー	968百万円
(株)信州タケエイ	592百万円
(株)タケエイグリーンリサイクル	390百万円
花巻バイオチップ(株)	150百万円
(株)グリーンアローズ関東	9百万円
環境保全(株)	4百万円
合計	2,116百万円

5. 関係会社に対する金銭債権 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	57百万円
長期金銭債権	2百万円

6. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	1,970百万円
--------	----------

7. 最終処分場

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、当該土地取得に要した費用、建設費用及び資産除去費用を計上しております。また当該勘定科目は、廃棄物の埋立量により償却処理を行っております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	243百万円
売上原価	838百万円
販売費及び一般管理費	25百万円
営業取引以外の取引高	481百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	1,499	0	500	999
合計	1,499	0	500	999

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式が期首266千株、期末266千株含まれております。

2. 自己株式(普通株式)0千株の増加は、市場買付による増加であります。

3. 自己株式(普通株式)500千株の減少は、公募による自己株式の処分を行ったことによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	41百万円
減価償却超過額	81百万円
最終処分場減価償却累計額	345百万円
未払費用	49百万円
退職給付引当金	20百万円
資産除去債務	44百万円
貸倒引当金	230百万円
関係会社株式評価損	65百万円
役員株式給付引当金	39百万円
その他	39百万円
繰延税金資産小計	957百万円
評価性引当額	709百万円
繰延税金資産合計	247百万円

繰延税金負債

特定災害防止準備金	23百万円
資産除去債務に対応する除去費用	9百万円
圧縮積立金	82百万円
前払年金費用	57百万円
その他有価証券評価差額金	14百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	190百万円

繰延税金資産(負債は)の純額	57百万円
-----------------	-------

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)北陸環境サービス	石川県金沢市	50	廃棄物処理、搬送事業	(所有) 直接 100.0	産業廃棄物処理委託、運転資金の貸付	資金の回収 (注1)	600	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	300 1,500
							利息の受取 (注1)	14	-	-
	(株)グリーンアローズ関東	神奈川県横須賀市	90	廃棄物処理、搬送事業	(所有) 直接 51.0	産業廃棄物処理委託、不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注3)	60	-	-
	(株)タケエーグリスイクル	神奈川県横須賀市	320	廃棄物処理、搬送事業、マシイ発電事業	(所有) 直接 68.8	産業廃棄物処理委託、運転資金の貸付	資金の貸付 (注1) (注4)	5,180	関係会社長期貸付金	6,525
							資金の回収 (注1)	300	-	-
							利息の受取 (注1)	42	-	-
	(株)津軽バイオエナジー	青森県青森市	315	木質バイオマス事業	(所有) 直接 6.3 間接 57.8	運転資金の貸付	資金の回収 (注1)	160	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	120 356
							利息の受取 (注1)	3	-	-
	(株)ギプロ	埼玉県八潮市	90	廃棄物処理、搬送事業	(所有) 直接 67.0	産業廃棄物処理委託、運転資金の借入	-	-	短期借入金	900
							利息の支払 (注1)	4	-	-
	(株)門前クリーンパーク	石川県輪島市	490	廃棄物処理、搬送事業(開業準備)	(所有) 直接 89.8	役員の兼務、運転資金の貸付	資金の貸付 (注1)	2,190	関係会社長期貸付金	6,962
							利息の受取 (注1)	31	-	-

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱花巻バイオマスエナジー	岩手県花巻市	315	木質バイオマス発電事業	(所有)間接 61.5	運転資金の貸付、債務保証	資金の回収(注1)	120	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	120 530
							利息の受取(注1)	4	-	-
							債務保証(注2)	968	-	-
	㈱大仙バイオマスエナジー	秋田県大仙市	282	木質バイオマス発電事業	(所有)直接 72.7	運転資金の貸付	資金の回収(注1)	180	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	120 2,191
							利息の受取(注1)	15	-	-
	㈱田村バイオマスエナジー	福島県田村市	50	木質バイオマス発電事業	(所有)直接 80.0	運転資金の貸付	資金の貸付(注1)	3,119	関係会社長期貸付金	4,828
							利息の受取(注1)	15	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 同社の銀行借入金等に対して債務を保証しております。なお、保証料の支払いを受けておりません。
3. 賃貸料については、物件の所有・管理に係る経費等を勘案して決定しております。
4. 2020年5月に㈱タケエイグリーンリサイクルは㈱横須賀バイオマスエナジーを吸収合併しています。資金の貸付には、合併による増加額を表示しております。
5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含んでおりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 940円60銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 64円75銭 |

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	1,651 百万円
普通株主に帰属しない金額	- 百万円
普通株式に係る当期純利益	1,651 百万円
普通株式の期中平均株式数	25,510 千株

- (注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定において、株式給付信託 (B B T) が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式を控除しております。なお、株式給付信託 (B B T) が所有する期末自己株式数は266千株であります。
- 2 . 1 株当たり当期純利益の算定において、株式給付信託 (B B T) が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式を控除しております。なお、株式給付信託 (B B T) が所有する期中平均株式数は266千株であります。

(企業結合に関する注記)

- 1 . 取得による企業結合
- 2 . 当社とリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立 (株式移転) による経営統合について
内容の詳細につきましては、「連結注記表」(企業結合に関する注記) をご参照ください。

(重要な後発事象に関する注記)

当社とリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立 (株式移転) による経営統合について
内容の詳細につきましては、「連結注記表」(重要な後発事象に関する注記) をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2021年 5月14日

株式会社タケエイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福田 厚 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡野 隆 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タケエイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タケエイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の企業結合に関する注記の追加情報、及び重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社とリバーホールディングス株式会社は、2021年3月18日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日、両社間で基本合意書を締結している。また、両社は、2021年5月14日に開催したそれぞれの取締役会における決議に基づき、同日、両社間で経営統合契約書を締結、本株式移転に係る株式移転計画書を共同で作成している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月14日

株式会社タケエイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福田 厚 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡野 隆樹 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タケエイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の企業結合に関する注記の追加情報、及び重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社とリバーホールディングス株式会社は、2021年3月18日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを決議し、同日、両社間で基本合意書を締結している。また、両社は、2021年5月14日に開催したそれぞれの取締役会における決議に基づき、同日、両社間で経営統合契約書を締結、本株式移転に係る株式移転計画書を共同で作成している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、事業監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社 タケエイ 監査役会

常勤監査役	金 井	昭	印
社外監査役	石 井	友 二	印
社外監査役	杉 野	翔 子	印

以上